



# 不要財産に係る国庫納付等の 認可について

---

平成25年6月24日

独立行政法人日本学術振興会

# 不要財産内訳(1)

## 【概要】

発生原因	取得年月日	内容	金額(円)	財源	不要理由
損益計算書への「固定資産除却損」の計上	16	工具器具備品	4,664,994	政府出資	承継資産について、会計処理上、除却損に対する見合いの収益が立たず、未処分利益(国庫納付金)が減額されており、法人内に現金が留保。  将来に渡り業務を確実に実施する上で必要がないことから国庫に納付。
	19	建物及び附属設備	4,398,615		
		計	9,063,609		

## 【経緯】

- 移転や劣化等により、パーテーション等を除却
- 除却の会計処理として損益計算書に「固定資産除却損」を計上
- この場合、除却損と同額で現金の裏付けのない収益が相殺され、積立金として整理されない
- その結果、「固定資産除却損」と同額が、積立金にならずに現金として法人内に留保
- 平成23年6月に「独法会計基準」が改訂される前までは、適切な会計処理

# 不要財産内訳(2)

## 【概要】

発生原因	取得年月日	内容	金額	財源	不要理由
敷金・保証金等の返戻	17	ロンドン事務所事務官宿舎敷金	153,318	運営費交付金	敷金差入れ時に、同額を運営費交付金から資本剰余金へ繰り入れたものであり、財産的基礎として一旦繰り入れたものであるため、返戻された敷金があっても資本剰余金の取り崩しは行われていないことから、法人内に現金が留保。 将来に渡り業務を確実に実施する上で必要がないことから国庫に納付。
	17	ワシントン事務所事務官宿舎敷金	351,072		
	17	ストラスブール事務所倉庫保証金	19,545		
	18	サンフランシスコ事務所所長宿舎敷金	100,271		
	18	ボン事務所事務官宿舎敷金	364,375		
	18	ストラスブール事務所倉庫保証金	23,946		
	19	サンフランシスコ事務所敷金	644,892		
	19	サンフランシスコ事務所事務官宿舎敷金	53,455		
	19	ストックホルム事務所所長宿舎敷金	388,750		
	19	ロンドン事務所所長宿舎敷金	772,392		
	25	FSビル敷金	158,006,604	政府出資	
		計	160,878,620		

## 【経緯】

- 平成17年度までは、海外研究連絡センター長等の宿舎を振興会が用意
- 平成18年度からは、大使館に倣い住居費として手当を支給
- 平成17年度以降センター長等の退去に伴い、敷金の返戻金が発生
- 当該敷金は運営費交付金で支払っており、返戻された敷金は会計処理上、現金として資産計上
- 資本剰余金の取り崩しが行われないため、法人内に現金が留保

# 不要財産内訳(3)

## 【概要】

発生原因	取得年月日	内容	金額	財源	不要理由
政府出資金として承継	15	ユネスコクーポン本部勘定	106,246,292	政府出資	平成15年10月特殊法人から独立行政法人への移行にあたり、政府出資金として承継した資本金。 将来に渡り業務を確実に実施する上で必要がないことから国庫に納付。
	15	ユネスコクーポン本部勘定設定前為替精算益	3,789,842		
	15	出版事業引当金	94,894,917		
	15	出版事業引当金設定前引当金	15,537,980		
		計	220,469,031		

※ユネスコクーポン事業：学術図書、科学資材等を外国から購入する場合、購入者に対し為替管理上の制限を除去し、輸入が簡易、迅速に行われるための手段としてユネスコが創設。

クーポンを購入することで、輸入者、輸出者とも自国の通貨で売買を可能としていた。

※出版事業引当金：学術図書等の刊行によって得た収益を将来の大規模改訂のために引き当てていたもの。

## 【経緯】

- 平成15年10月独立行政法人日本学術振興会移行時の政府からの出資金(現金)
- ユネスコクーポンの売渡、買上業務(昭和28年～平成16年)。取扱手数料4%など
- 出版事業(昭和23年～平成20年)。大規模改訂を想定して引当
- 両事業とも今後実施される見込みがないため、法人内に現金が留保

# 【参 考】

## ○独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三号)(抄)

(財産的基礎等)

### 第八条 (略)

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。)で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならない。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

(略)

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。